資料2

（仮称）利根町自治基本条例　議会の役割と責務について（素案）

（議会の役割と責務）

第〇条　議会は，町の意思決定機関として，条例，法律その他の法令に基づき議決の権限を行使するとともに，行政を監視する役割を果たします。

2　議会は，公正かつ開かれた議会運営に努めます。

（議員の役割と責務）

第〇条　議員は，町民の意見を的確に把握し，町政に反映させるとともに，町民の代表としてふさわしい活動をします。

2　議員は，自らの資質向上に努め，公正かつ誠実に職務を遂行します。